

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

住 所 京都市伏見区下鳥羽東芹川町 54
事業者名 京都第一交通株式会社
代表者名 代表取締役 梅本 伸
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、2025年度までに約1割の車両を置き換える。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ① 予約時の利便性向上を図るため、配車アプリの改良を2025年度までに行う。 ② 2025年度までに3割の乗務員に対し、ユニバーサルドライバー研修を行う。 ③ ユニバーサルデザインタクシーについて、実車研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	2020年度以降も計画的にユニバーサルデザインタクシーの導入を推進していく。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	在籍乗務員について、ユニバーサルドライバー研修受講完了者の割合を3割以上にする。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車アプリへの車両指定機能の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・自社配車アプリを予約時にユニバーサルデザインタクシーが選択できるよう改良する。(2025年度までに) ・自社配車アプリにて、ユニバーサルデザインタクシーの予約状況を照会できるよう改良する。(2025年度までに)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度以降は担当乗務員を中心にユニバーサルドライバー研修を受講する。(年間受講予定：10名)
車椅子使用者の乗降支援の実技研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子使用者の乗降支援の実技研修を定期的の実施する。(状況に応じて)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。 ・担当役員、営業所管理職を中心に確認と評価を実施する会議を開催する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

<p>2020年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ユニバーサルデザインタクシーの導入や乗務員に対する研修の実施は未定となっている。 状況を見極めながら車両の導入や乗務員研修を行う予定。</p>
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。